築上町告示第70号

平成29年第2回築上町議会定例会を次のとおり<mark>招集</mark>する 平成29年5月23日

築上町長 新川 久三

1	期	日	平成29年6月	8日				水上 「人	70 17 - 1	
2	場	所	築上町役場議	事堂						
○E	9 <i>4</i> , c]	四した議員							
∪ J₹	刊云上	1 (こかいか	か林	和政君		宗	晶子君			
			宮下	久雄君		有永	義正君			
			信田	博見君			我 希昭君			
			池亀	豊君		工藤	久司君			
			丸山	年弘君		田原	宗憲君			
				成一君		塩田				
							文男君			
			武道	修司君		田村	兼光君			
06	3月1	2日に万	が招した議員							
\bigcirc 6	3月1	4日に万	5招した議員							
06	3月1	5日に万	が招した議員							
\bigcirc 6	5月2	2日に届	が招した議員							
О Д	が招し	ンなかっ	った議員							

平成29年 第2回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日) 平成29年6月8日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成29年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - ①議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - ②町長の報告
 - 報告第3号 平成28年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 平成28年度築上町水道事業会計繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 平成28年度築上町下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第43号 専決処分について(平成28年度築上町一般会計補正予算(第11号) について)
- 日程第5 議案第44号 専決処分について(平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第1号)について)
- 日程第6 議案第45号 専決処分について (平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第7 議案第46号 専決処分について(築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第47号 専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について)
- 日程第9 議案第48号 平成29年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第49号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第50号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第51号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第13 議案第52号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - ①議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - ②町長の報告
 - 報告第3号 平成28年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 平成28年度築上町水道事業会計繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 平成28年度築上町下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第43号 専決処分について(平成28年度築上町一般会計補正予算(第11号) について)
- 日程第5 議案第44号 専決処分について (平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別 会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第6 議案第45号 専決処分について(平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第7 議案第46号 専決処分について(築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第47号 専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について)
- 日程第9 議案第48号 平成29年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第49号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第50号 平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第51号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第13 議案第52号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

出席議員(14名)

1番	小林	和政君	2番	宗	晶子君
3番	宮下	久雄君	4番	有永	義正君
5番	信田	博見君	6番	鞘野	希昭君
7番	池亀	豊君	8番	工藤	久司君
9番	丸山	年弘君	10番	田原	宗憲君
11番	吉元	成一君	12番	塩田	文男君
13番	武道	修司君	14番	田村	兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野	紘海君
教育長	亀田 俊隆君			
会計管理者兼会計課長 …			永野	賀子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島	信一君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道	博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎	博子君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長 …	今富	義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本	信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田	哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部	仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛治	孝広君
生涯学習課長	柿本直保美君	監査事務局長	石井	紫君

午前10時00分開会

O議長(田村 兼光君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成29年第2回築上町議会

定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

〇町長(新川 久三君) おはようございます。6月議会を招集しましたところ、全議員の参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

きのうから梅雨入りというようなことで、きのうはもう大分雨が降りまして、農家の方も一安 心じゃないかなと思います。

そして、この梅雨に先立ちまして、一応、防災関係で県の産業廃棄物協会と防災協定を結んだ ところでございます。いろんな地震とか、それから大水決壊でいろんな形で災害が出たときに産 廃の受け入れをするとか、それから業者の応援をするとか、そういうことでいち早く声をかけて いただくよう馳せ参じるというふうな協定でございます。

それから、その次の日に一応、防災会議をいたしまして、新たに北九州国道事務所が参入していただく、これもかねてから、一応、防災協定を結んで今回から参加をしていただくというふうなことになりまして、関係機関、それから町の諸団体等の参集を求めて万が一のためにと、梅雨に備えての会議をいたしたところでございます。

それからあと、米軍再編に関する、今年にかかわる再編交付金、これが正式に決定をいたしまして2億9,000万強、5年間いただけるような形になりました。ただし、これは法律上等じゃなくて、かねてから申しておりましたように要項でということで、毎年この要項、予算の確保を国のほうが、防衛省が財務省にやっていかざるを得ないというような状況でございますけれども、基本的には前回と同じような形態でいくという確認を得ておりますんで、10年間、この再編交付金がいただけるような形になったところでございます。

そしてあと、次に、2020年に東京オリンピックがあります。そこで、福岡県とキャンプ地の誘致というようなことで協働で行っておりますけれども、キャンプ地の誘致ということで隣のみやこ町、行橋市、それと県南のほうでは柳川とみやま市がオリンピックのキャンプの誘致を行おうということで手を挙げており、その関係で5月12日にウエルカムパーティーというのが福岡のほうでありまして、次の日に本町、いわゆるグアムを初め、フィジーとか7カ国が本町を訪れて、築城西のレスリングの道場を見学に来たということでございます。その後、築上町のちょうど祭りがあっておるさなかでございましたが、築城のお祭りに参加をして、非常に歓待をしてお神酒をどんどん、これはちょうど議長のおる () でございましたけれども馬渡橋までみこしと、それから山車と一緒に歩いて行って日本の祭り風景を楽しんでいただいた、そこでお神酒をいただいて昼食にもお酒を1本いただいて、非常においしいというようなことで、酒好きの方は本当に気に入った築上町であろうと、そういう感想も団長からもあったようでございます。そして、基本的には課長補佐をグアムまで派遣したのが築上町だけだというようなことで、若干、

築上町の点数はいいようでございますし、ぜひ、キャンプを張っていただきたいというようなことで、今後も折衝していきたいとこのように。なお、オリンピックのバッジを皆さんのお手元に配布、このバッジでございますけれども配布しておりますんで、一応、記章でつけていただければ幸いに存じるところでございます。

それから、次が、会計検査が入りまして、例の地方創生事業の中で、いわゆるイベント事業と、 それから観光協会の創業支援事業ということで、もと築城市場の改築を行った件で入ったんです けど、若干、指摘があって、顛末書を出して、その後、今のところは何も音沙汰ございませんけ ど、あとどういう検査結果になるかまだ定かじゃありませんけれども、若干、指摘を受けたとこ ろでございます。

それから、次に庁舎の問題でございますけれども、先般、6月4日の日でしたか農協のほうから正式に通知がまいりました。今回の総代会に議題として出すのは見合わせたいというふうな提案が来ました。そして、かねてから我々は、町としては今6月末までに結論を出していただかなければ断念せざるを得ないというようなことで、一応、農協からそういう総代会に提案できないという旨の通知が来たというようなことで、一応、農協の敷地は断念いたしました。そして、基本的には、この現敷地のあいたところを利用した形で庁舎建設を進めていくというような形になろうかと、このように考えております。若干、隣接の用地も少しいただく可能性、出てくるかもわかりませんけどこれも交渉でございますし、基本は本現有地の中で何とかコンパクトな形でおさめざるを得ないと、当初は駅前開発とそれから公共用地、それから民間施設を一緒にもっていきたいという構想でございましたけれども、これはどこまでいくのか、ちょっと定かではございませんけど、基本的には、庁舎は現有地に今、建てるというようなことで、一応、この前の庁舎検討委員会、職員で構成する中では決定をいたしたところでございます。

次に、ちょうど男女共同参画を推進をいたしまして10周年を迎えます。その中で、10周年記念行事を元NHKの北九州放送局長、6月8日の日にということで、まだきょうちょうど東京の転勤をしていくというようなことでちょっと難色でございましたけれども、6月25日に東京のほうから来て講演していただくという手はずになりましたんで、10時半から一応、コマーレで開きますんで、議員の皆さんもぜひ参加をしていただきたいと、了承いたしてお願いを申し上げたいと思います。

なお、今議会に提案する議案は、いわゆる報告が3件、それから専決処分が5件、それから補 正予算を3件、それから工事請負契約等々のその他の予算が3件という11議案でございます。 議案では非常に少なくございますが、皆さん、御慎重に審議をしていただきながら全議案採択、 承認をお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

○議長(田村 兼光君) これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(田村 兼光君) 日程第1、会議記録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議記録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、吉元成一議員、

12番、塩田文男議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

- ○議会運営委員長(吉元 成一君) 議会運営委員会の報告をいたします。
 - 6月5日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。
 - 6月8日木曜日、本日は本会議で議案の上程、なお議案第43号から議案第47号については、 専決処分の案件、また、議案第51号については契約案件でありますので、本日即決をすること にしています。議案第52号の人事案件については、中日、6月12日に採決をすることとして 協議いたしました。
 - 6月9日金曜日は、考案日です。
 - 10日土曜日、11日日曜日は、休会といたします。
 - 12日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。
 - 13日火曜日は、考案日といたします。
 - 14日、15日の水曜、木曜は、本会議で一般質問です。
 - 16日金曜日は、考案日とし、17日、18日は、土曜、日曜で休会といたします。
 - 19日月曜日は、厚生文教常任委員会といたします。
 - 6月20日火曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。なお、総務産業建設常任委員会 は、築城支所の第4、第5会議室で行います。
 - 6月21日水曜日は、委員会の予備日といたします。
 - 6月22日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。一般質問の受け付け、締め切りは、あす6月9日正午までといたします。

以上、会期は、本日から6月22日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたの

で、御報告申し上げます。

以上。

〇議長(田村 兼光君) これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日6月8日から22日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日、提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第43号ほか10件です。 ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第3号平成28年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第5号平成28年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長(元島 信一君) 報告第3号平成28年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成28年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行例(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第4号平成28年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成28年度築上町水道事業会計予算繰越計算書を地方自治法公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第5号平成28年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成28年度 築上町下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条 第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 報告第3号は、平成28年度築上町一般会計繰越明許費の計算の報告で ございますが、この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって報告するもので ございます。

繰越件数は14件ということで、繰越明許費を予算議決していただいた件数と同じでございます。なお、一応、計算書も明許費の予算計と同等の額でございまして、総額が、繰越額が2億7,331万1,000円でございます。財源は、特定財源が1億8,652万4,000円、一般財源が8,678万7,000円となっておるところでございます。

以上、報告申し上げます。

それから、報告第4号は、平成28年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告でございますが、この報告は地方公営企業法第26条第3項の規定による報告でございます。本繰越明許費についても、当初、繰越明許の予算を一応可決いただきましたが、その額と同じでございまして、築城中部地区の老朽管敷設工事の安武地区、広末地区においての工事でございます。

次に、報告第5号平成28年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告でございますが、 本報告も一応、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。本予算 も予算繰越明許をしていただいた予算どおりでございまして、下水道工事、上水道敷設がえ、そ れから隣接工場からのということで、これは、日奈古グラウンドの分でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第4. 議案第43号

日程第5. 議案第44号

日程第6. 議案第45号

日程第7. 議案第46号

日程第8. 議案第47号

〇議長(田村 兼光君) 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第43号専決処分について(平成28年度築上町一般会計補正 予算(第11号)について)から、日程第8、議案第47号専決処分について(築上町国民健康 保険税条例の一部を改正する条例の制定について)までを会議規則第39条第2項の規定により、 委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第47号までを、 委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第43号専決処分について(平成28年度築上町一般会計補正予算(第11号)について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長(元島 信一君) 議案第43号専決処分について(平成28年度築上町一般会計補正 予算(第11号)について)、平成29年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求め る。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第43号は専決処分の報告でございますが、28年度築上町一般会 計補正予算(第11号)の専決をしたものでございます。

本予算案は、繰越明許の追加の6件でございますが、これは、3月30日付で専決ということで、議会を開くいとまがなかったので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。

主な内容は、基地対策事業の築上町航空交流館建設展示基本設計と、それから用地調査事業ということで、これも土地鑑定等に関係機関との協議に不測の日数を要しているものでございます。それから道路改良事業、これも下別府船迫線で用地購入と、これも一応、用地購入が若干、単価決定等に不測の事態を要したと、それから道路改良事業におきましては東八田26号線、それから日田13号、14号線、それから高塚123号線ということで、これも農振の手続、それから用地の買収等々で時間がかかるというふうなことで、繰り越しをさせていただいたところでございます。

それからあと、橋梁改良事業につきましても、これも製造会社との受注が重なって納品ができなかったというふうなことで繰り越しをさせていただき、それから、あと公共事業下水道、それにつきましては過疎対策事業で、これも日数が要したというふうなことで、過疎対策の事業費を水道事業会計を振り込むのが繰り越しをせざるを得ないと、このような状況になったところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。吉元議員。

- ○議員(11番 吉元 成一君) ちょっとお伺いしたいんですが、築上町航空交流館(仮称)建設展示場の基本設計が繰り越しになっております。この事業については、委員会を設置し答申まで受けていますが、将来的に、大体いつをめどに建てるのかと、そのためにはどうしても設計が必要なわけで、設計は今年度内にできる予定ですか、お伺いします。
- 〇議長(田村 兼光君) 八野副町長。
- **○副町長(八野 紘海君)** 副町長です。航空交流館につきましては、今、基本設計をまとめている段階で、もしそれがもう少しでできると思いますけど、そのたたき台ができた後、実施設計で

あと工事に入るわけですけど、財源について、今、防衛省といろんな検討はしておりますけどなかなか難しくて、宇佐市においては平和ミュージアムですか、あそこは合併特例債を使うというような形の案もありまして、今、財源についてちょっと検討しているところですけども、当初計画した行程に基づいて進めていきたいなと思っています。

以上です。

- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) 私の勉強不足かもしれませんが、基本設計はもう発注したんで すか。それと、総額で大体、幾らぐらいの見込みですか。
- 〇議長(田村 兼光君) 八野副町長。
- ○副町長(八野 紘海君) 今、基本設計をやっているとこで、それを繰り越したということで、 今、基本設計案で総額13億ぐらいでまとめ上げようかなと思っています。 以上です。
- 〇議長(田村 兼光君) 吉元議員。
- ○議員(11番 吉元 成一君) この案件につきましては、その前の跡地検討委員会を経て結論が出たところでありますが、それを全く前向きに進んでいないということで指摘をしたところ、予算をとるのには航空交流館が一番ベストだろうということでそういう委員会を立ち上げたわけですが、一日も早く予算をいただけるような取り組みをしていただきたいと思います。
- **〇議長(田村 兼光君)** もういいか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第43号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。議案第43号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は、承認することに決定しました。

日程第5、議案第44号専決処分について(平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別

会計補正予算(第1号)について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長(元島 信一君) 議案第44号専決処分について(平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)、平成29年5月24日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第44号も専決処分についてでございますが、本予算は、平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

この予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に2億3,300万円を追加いたしまして、予算の 総額を2億3,663万4,000円と定めるものでございます。

内容は、この会計が赤字を続けておりますので、29年度の予算から28年度へ2億3,300万を持っていかざるを得ないというふうな、いわゆる繰り越し、一応28年度会計が赤字にならないような形で繰り上げ充用をするものでございます。

少しずつではございますが、この繰り上げ充用の額も減ってきておるので、御報告を申し上げ ておきます。

よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

〇議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) 反対意見がないから、もう賛成意見は省きましょう。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。議案第44号は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は、承認することに決定しました。

日程第6、議案第45号専決処分について(平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予

算(第1号)について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長(元島 信一君) 議案第45号専決処分について(平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)、平成29年5月24日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第45号についても専決処分でございますが、本案は、平成29年度の築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決でございます。地方自治法第179条の第1項の規定により、専決を5月24日付でさせていただきました。なお、本予算は、既定の歳入歳出予算が30億5,961万9,000円でございますが、これに1億3,000万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億8,962万9,000円と定めるものでございます。

この会計も赤字会計続けております。しかし、平成28年度ではこの赤字が若干、縮小されまして409万8,000円の赤字というふうなことで、もう少しで黒字になるところでございますが、若干、赤字というふうなことで、今までの累積赤字が1億2,590万2,000円でございましたんで、一応、409万8,000を追加いたしまして1億3,000万ということで、繰り上げ充用をさせていただきたく専決処分したものでございます。

よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第45号について採決を行います。

本案に対して反対意見はありません。議案第45号は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は、承認することに決定しました。

日程第7、議案第46号専決処分について(築上町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

- ○総務課長(八野 繁博君) 議案第46号専決処分について(築上町税条例の一部を改正する条例の制定について)、平成29年3月31日付で専決処分したので、報告し、承認を求める。
 平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。
- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第46号も専決処分でございますが、本案は、築上町税条例の一部を改正する条例の専決でございます。なお、国の法律が3月に通りまして、いわゆる地方税法及び航空機燃料税法等の一部を改正する法律の改正でございましたが、主な改正事項は、保育の受け皿の整備促進のために事業所内保育所事業にかかわる固定資産税の課税の特例、それから軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年間延長するための改正でございました。そのために、一応、3月31日で公布されましたんで、条例も急遽4月1日から適応するために専決処分をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第46号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第46号は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 意義なしと認めます。よって、議案第46号は、承認をすることに決定しました。

日程第8、議案第47号専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

〇総務課長(八野 繁博君) 議案第47号専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の制定について)、平成29年3月31日付で専決処分したので、報告し、承認 を求める。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第47号も、同じく専決処分でございます。これは、国民健康保険条例の一部を改正する専決でございますが、この条例も国の法律が変わりまして、3月31日付で公布されました。そこで、内容は、いわゆる国民健康保険税の軽減をするための所得の判定基準を、今までは基本が33万円、あと被保険者掛けの26万5,000円だったのが1人27万円というようなことで、5,000円判定基準が上がったわけでございます。そのためでございます。あと、2割軽減の分については、同じく被保険者数掛け48万円が、被保険者数掛け49万円ということで1万円判定基準が上がりましたんで、納税者にとってはこの1万円と5,000円の分で軽減が有利になるというふうなことで、一応、これも専決処分をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第47号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。議案第47号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は、承認することに決定しました。

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

日程第11. 議案第50号

○議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第9、議案第48号平成29年度築上町一般会計補

正予算(第1号)についてから、日程第11、議案第50号平成29年度築上町水道事業会計補 正予算(第1号)についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第50号までを一 括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島財政課長。

○財政課長(元島 信一君) 議案第48号平成29年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第49号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第50号平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

平成29年6月8日、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第48号は、平成29年度築上町一般会計補正予算(第1号)でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額が120億5,080万円に1億9,369万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を122億4,449万7,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、再編関連の訓練移転等交付金1億9,000万、これ道路経費で充てております。それから築城保育所の駐車場用地買収、これを2,050万円、それから橋梁維持費等1,021万1,000円などでございます。

歳入は、再編交付金、移転等交付金補助金ということで2億6,037万9,000円で、若干、 留保金を今、持っておるところで。それから、あと臨時福祉給付金過年分1,898万9,000円、 辺地対策事業債900万円、前年度繰越金を5,166万8,000円減額をいたしておる。そう いうことで再編交付金がつきましたんで、若干、財源の振りかえもさせていただいたところもご ざいます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

- 〇議長(田村 兼光君) 説明せな。
- 〇町長(新川 久三君) もう1個ね。
- 〇議長(田村 兼光君) もう2つある。
- 〇町長(新川 久三君) ごめんなさい。

議案第49号平成29年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額31億8,962万9,000円に360万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億9,323万2,000円と定めるものでございます。

この補正の主なものは、一応、人事異動による人件費、それから、あと一般会計からこの分を 繰り入れをするものでございまして、あと若干、給付費等々の一応、見込みで減額をしてくとか、 それとか前期高齢者交付金は、これは1億7,774万7,000円の増額補正というようなこと で、若干、財源を訂正させていただいておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第50号平成29年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)でございますが、本予算案は、既定の第3条予算の収益的支出を700万3,000円を増額いたしまして、総額4億2,435万5,000円に改めるものでございます。

内容としては、受水費の増額及び水道管路設計費の増額及び人事異動に伴う人件費の増額でご ざいます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。日程第12、議案第51号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、委員会付託を省略し、 本日即決することに決定しました。

日程第12. 議案第51号

○議長(田村 兼光君) 日程第12、議案第51号工事請負契約の締結についての議決内容の一 部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

〇総務課長(八野 繁博君) 議案第51号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更に

ついて、平成28年8月5日付、議案第73号をもって議決された防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町し尿処理施設建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- ○町長(新川 久三君) 議案第51号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更でございますが、本工事は、し尿処理施設建設工事でございまして、九州電工株式会社が消費税込みで8億5,806万円で落札をいたしておりましたが、防衛省と協議を行った結果、変更承認を得て、5月19日に変更契約を行ったものでございます。なお、工事の概要は、排水機能確保に伴う水路整備、隣接する管理地の防護柵設置、新旧施設間の連絡配管設置、水道管引き込み等に伴う断水工事、それから震災時の構造物地盤沈下対策を行うものでございます。まだまだ、若干、トラックスケール・監視装置等の設置とか、あと残土処分等々がございまして、数量変更に伴う工事費を増額いたしたものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これから、議案第51号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。

議案第51号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第52号

○議長(田村 兼光君) 日程第13、議案第52号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。 職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。 ○総務課長(八野 繁博君) 議案第52号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

〇町長(新川 久三君) 議案第52号は、人権擁護委員の推薦でございます。

本案は、人権擁護委員白川義尚氏が、平成29年12月31日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員として推薦をいたしたく、議会に提案をいたしておるところでございます。

議会の意見を求めて御討議をいただければ幸いに思うところでございます。よろしくお願いを 申しあげます。

〇議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第14. 議案第53号

○議長(田村 兼光君) 日程第14、議案第53号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野総務課長。

〇総務課長(八野 繁博君) 議案第53号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、 平成26年9月18日付、議案第80号をもって議決された辺地に係る公共的施設の総合整備計 画について、別紙のとおり変更する。

平成29年6月8日提出、築上町長新川久三。

- 〇議長(田村 兼光君) 新川町長。
- **〇町長(新川 久三君)** 議案第53号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございます。

本案は、寒田辺地において町道寒田28号線及び町道寒田6号線の総合整備計画書を変更し、 緊急車両や生活交通の妨げとなっている幅員狭小な箇所や舗装が傷んでいる箇所について道路整備を行い、地域間格差の是正、利便性の向上を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別支援等に関する法律第3条第1項及び同条第8項の既定によって議会の議決を求めるものでございます。

これが本案の提案理由でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の 様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

○議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。 これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時49分散会